

## グループホーム 憩

### (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

#### (目的)

第1条 この規程は、有限会社 健康医学開発センターが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、相模原市条例、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3 身体的・精神的拘束その他行動の制限となるような行為はおこなわない。  
また利用者または他の利用者の生命・身体を保護するための緊急性が生じた場合等やむを得ない場合を除き、拘束手段を一切おこなわない。やむを得ず拘束その他行動の制限となる行為をおこなう際は、利用者本人や家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておき、仮に事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明をおこなう。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し保存する。
  - 4 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
  - 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
  - 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

#### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム 憩  
共同生活住居Ⅰ：けやき、共同生活住居Ⅱ：ひのき

② 所在地 神奈川県相模原市中央区相模原 6 丁目 2 5 - 7

(職員の員数及び職務内容)

第 5 条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名 (常勤)  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2 名(常勤又は兼務) けやき(1 名) ひのき (1 名)  
計画作成担当者は、要介護者とならないよう自立支援に向けた適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等、地域包括支援センター等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員けやき 9 名 (常勤・専従 4 名、常勤・兼務 1 名、  
非常勤・専従 4 名、非常勤・兼務 0 名)  
ひのき 11 名 (常勤・専従 3 名、常勤・兼務 1 名、  
非常勤・専従 7 名、非常勤・兼務 0 名)  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第 6 条 利用定員は、けやき (1 階) 9 名、ひのき (2 階) 9 名とする。

(介護の内容)

第 7 条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活計画 (以下介護計画) を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
  - 3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第 9 条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- ① 家賃 50,000 円 / 月
- ② 食材料費  
朝食 310 円 / 日

昼食	520 円／日	
夕食	520 円／日	
③ 水道光熱費		29,720 円／月
④ 共益費		25,450 円／月
⑤ その他日常生活上において通常必要となる費用で利用者が負担することが とが適当と認められる費用	実	費
2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。		
3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行 口座振込によって指定期日までに受けるものとする。		
4 入居時費用		
入居一時金	0 円	

(入居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態  
    にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - ② 自傷他害のおそれがないこと。
  - ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもら  
    う場合がある。
  - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、地域包括支援センタ  
    ーや他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に  
    必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を  
    厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことな  
    いよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設  
    置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に  
    対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した  
    場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔  
    を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。  
また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(介護事故発生時の対応)

第18条 介護事故が発生した場合には、下記のように速やかに対応する。

1 当該利用者への対応

①事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先とし行動する。

②関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じる。

③状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

2 事故状況の把握

①事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で速やかに報告をする。

②報告の際には、状況がわかるよう事実のみを記載するようにする。

3 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告書に基づき、ご家族・必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行う。

4 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用する。

また、同様の事例について書籍等からの情報も取り上げ、対応策の立案に役立つ。

## 5 改善策の周知徹底

分析によって導きだされた改善策については、全職員に周知徹底を図る。

(虐待防止について)

### 第19条 虐待防止についての対応

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談出来る体制を整えるほか、従業者が利用者等の権権利擁護に取り組める環境に努めます。
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 その他虐待防止のために必要な措置の具体例

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・介護相談員の受け入れ

(身体拘束等の適正化に関する対応)

第20条 身体拘束等の適正化を実施する為、以下の通り適切な対応を実施する。

1 身体拘束等廃止委員会の設置

身体拘束等廃止委員会を設置し、委員会を3ヶ月に1回以上開催する。

2 緊急やむを得ない身体的拘束等を行う場合には「切迫性」「非代替性」「一時性」の全ての要件を満たす状態であることを身体拘束等廃止委員会」で検討、確認し記録しておく。

付 則 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

令和5年6月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。

令和7年3月1日から施行する。